

令和元年度 第8回 常設審議委員会 次第

日時 令和 元年11月21日(木) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

【メモ】

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

1) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

1) 日米貿易協定の合意に伴う北海道における影響(中間取りまとめ)について

2) 総合的なTPP等関連政策大綱改訂に関する要望について

3) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出席者等について

4) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における要望事項について

5) 令和元年台風第19号等災害義援金の募集について

6 協 議

1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会における国会議員要請の体制の決定について

2) 令和3年度農業政策・予算に関する要望書(原々案)とスケジュールについて

3) その他

7 閉 会

次回 令和元年度第9回常設審議委員会は、令和 元年12月20日(木曜日)
開会時間は、15:00です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

**日米貿易協定の合意に伴う
北海道における影響 中間取りまとめ**

**令和元年 10 月
北海道**

目次

■ 日米貿易協定の概要	1
■ 中間取りまとめの経緯	1
■ 日米貿易協定による影響	
I 輸入（日本側）	
1 農業関係	
(1) 小麦	2
(2) 甘味資源作物（てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ）	2
(3) 雑豆（小豆、いんげん）	3
(4) 野菜	4
(5) 果実	4
(6) 牛肉	5
(7) 豚肉	5
(8) 牛乳乳製品	6
(9) 鶏肉	7
(10) 鶏卵	7
(11) 軽種馬	8
2 商工業関係	
(1) 加工食品	8
II 輸出（米国側）	
1 農業関係	
(1) 農産物	9
(2) 畜産物	9
(3) 酒類	9
2 商工業関係	
(1) 加工食品	10
(2) 工業製品	10

■ 日米貿易協定の概要

I 経過

平成30年9月26日 日米首脳会談（米国・ニューヨーク）
・「日米物品貿易協定」について交渉を開始することで合意

平成31年4月15日 第1回日米物品貿易協定交渉（米国・ワシントンDC）
～16日 交渉開始

首脳会談、閣僚級協議、実務者協議

令和元年9月25日 日米首脳会談（米国・ニューヨーク）
・日米貿易協定に係る最終合意を確認

令和元年10月7日 日米貿易協定署名（米国・ワシントンDC）

II 協定の概要

○ 世界のGDPの約3割（25.5兆ドル）を占める日米両国（人口約4.5億人）間の貿易協定

※TPP11+日EU・EPA+日米

世界のGDPの約59%（50.3兆ドル）、人口13.4億人

○ 両国の国内手続完了通知後、30日（または別途合意する日）で発効。終了は通告後4か月

■ 中間取りまとめについて

日米貿易協定においては、コメが除外されるとともに、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せずとされている一方、牛肉などについてはTPPと同内容の関税撤廃・削減が設定されるなど、本道農業や地域経済への影響が懸念される。

一方、関税撤廃・削減による輸出に向けた取組の拡大も期待されることなどから、今回の合意内容や想定される北海道における影響について定性的な取りまとめを行った。

■ 日米貿易協定による影響

I 輸入（日本側）

1 農業関係

(1) 小麦

【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度（無税+マークアップ）を維持するとともに、枠外税率(55 円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠(574 万トン)に加え、米国枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は6年目まで拡大。[TPPと同内容]
《枠数量》
12万トン(1年目) → 15万トン(6年目以降)
- 既存のWTO枠内のマークアップを8年目までに45%削減。新設する米国枠内について、主要3銘柄は段階的に8年目までに45%削減し、それ以外は8年目までに50%削減。(現行のマークアップの上限は45.2円/kg) [TPPと同内容]

【想定される影響】

- 国家貿易制度が維持され、新たな米国枠を通じた輸入は、既存のWTO枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることから、小麦の輸入の増加は見込み難い。
- 他方、マークアップの削減に伴い、国産小麦の価格低下や、経営所得安定対策の財源の減少が懸念される。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 13,657戸
生産量(H30) ; 471,100トン
農業産出額(H29) ; 244億円

(2) 甘味資源作物(てん菜、でん粉原料用馬鈴しょ)

【合意の概要】

ア 砂糖

- 現行の糖価調整制度を維持。
- 粗糖、精製糖、加糖調製品に対する譲許はなし。
- 砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖については、米国枠を設定。[TPPと同内容]

《枠数量》

540トン(1年目) → 1,350トン(10年目)

《枠内税率》

・砂糖・異性化糖混合糖

うち砂糖部分 : 関税(21.5円/砂糖1kg) + 調整金(即時)

うち異性化糖部分 : 無税(即時)

・異性化糖 : 無税(即時)

イ でん粉

- 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119円/kg)を維持。
- コーンスターチ及び馬鈴しょでん粉に米国枠を設定。[TPPと同内容]
《枠数量》
2,650トン(1年目) → 3,250トン(5年目)
《枠内税率》
・糖化・化工でん粉用 : 119円/kg(現行) → 無税+調整金(即時)
・糖化・化工でん粉以外 : 119円/kg(現行) → 無税(即時)

【想定される影響】

ア 砂糖(てん菜)

- 糖価調整制度が維持され、粗糖、精製糖、加糖調製品に対する譲許は無いこと、また、砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖については、米国からの輸入量が少量となっていることから、てん菜の生産への特段の影響は見込み難い。
- 《生産状況》 農家戸数(H27) ; 7,331戸(てん菜)
生産量(H30) ; 3,611,000トン(てん菜)
農業産出額(H29) ; 459億円(てん菜)

イ でん粉(でん粉原料用馬鈴しょ)

- 糖価調整制度が維持され、コーンスターチ及び馬鈴しょでん粉については米国からの輸入量が少量となっていることから、でん粉原料用馬鈴しょの生産への特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 9,233戸(馬鈴しょ)
原料仕向量(H29) ; 782,611トン(馬鈴しょ)

(3) 雑豆(小豆・いんげん)

【合意の概要】

- 枠内税率(10%)について即時撤廃、枠外税率(354円/kg)を維持。[TPPと同内容]
《関税割当枠》 12万トン

【想定される影響】

- 枠内税率が撤廃されるが、関税割当制度や枠外税率が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP11発効国及び米国外の国からの輸入がこれらの国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 7,368戸(小豆)、2,889戸(その他の豆類)
生産量(H30) ; 48,430トン(小豆・いんげん)
農業産出額(H29) ; 226億円(小豆・いんげん)

(4) 野菜

【合意の概要】

- たまねぎ : 8.5%(73.7円/kgを超えるものは無税) (現行)
→ 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- スイートコーン : 6%(現行) → 段階的に3年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- その他生鮮野菜 : 3%の品目(現行)
→ 即時関税撤廃(ブロッコリー、ほうれんそう等) [TPPと同内容]
→ 除外(にんじん、アスパラガス等)
- トマト加工品
 - ・ トマトケチャップ、トマトソース、調製したトマト(全形・断片状以外の加糖)は除外
 - ・ トマトピューレ・ペースト :
枠内無税、枠外16%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
 - ・ トマトジュース :
21.3%、29.8%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
 - ・ 調製したトマト(全形・断片状、全形・断片状以外の無糖) :
9%(現行) → 即時関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 低関税品目が多く、品質による差別化が図られていることや、時期・用途による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産野菜の価格の低下が懸念される。

〈生産状況〉 農家戸数(H27) ; 18,047戸(野菜)
農業産出額(H29) ; 2,114億円(野菜)

(5) 果実

【合意の概要】

- りんご(生果) :
17%(現行) → 11.5%(初年度)とし、以降、段階的に10年目に関税撤廃。
[TPPと同内容]
- りんご(果汁の一部) :
19.1%、29.8%(現行) → 段階的に7・10年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- ぶどう(生果) :
7.8%、17%(現行) → 除外
- ぶどう(果汁の一部) :
19.1%、23%、25.5%(現行) → 即時、又は段階的に5・10年目に関税撤廃
[TPPと同内容]
- さくらんぼ :
8.5%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 品質による差別化が図られていることや、時期による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産果実の価格の低下が懸念される。

〈生産状況〉 農家戸数(H27) ; 366戸(りんご)、563戸(おうとう)、492戸(ぶどう)
農業産出額(H29) ; 61億円(果実)

(6) 牛肉

【合意の概要】

- 長期の関税削減期間(15年)を確保。
 - ・ 38.5%(現行) → 26.6%(1年目) → 9%(15年目) [TPPと同内容]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 24.2万トン(1年目) → 29.3万トン(14年目)
 - ・ セーフガード税率 : 38.5%(1年目) → 18%(14年目)
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議。

【想定される影響】

- 米国产牛肉の価格が低下することにより、肉質面で競合する乳用種や交雑種を中心に国産牛肉価格の低下が懸念される。
- なお、TPP11協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

〈生産状況〉 飼養農家戸数(H30) ; 2,570戸(肉用牛)
枝肉生産量(H30) ; 91,459トン
農業産出額(H29) ; 1,002億円(肉用牛)

(7) 豚肉

【合意の概要】

- 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持)。
- 長期の関税削減期間(9年)を確保。
 - ・ 安い部位 : 従量税(最大)
482円/kg(現行) → 125円/kg(1年目) → 50円/kg(9年目) [TPPと同内容]
 - ・ 高い部位 : 従価税
4.3%(現行) → 1.9%(1年目) → 0%(9年目) [TPPと同内容]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量(従量税削減部分 : 米国とTPP11発効国を合わせた輸入量)
: 9万トン(4年目) → 15万トン(9年目) [TPPと同内容]

【想定される影響】

- 長期的には、従量税の引下げに伴い、低価格部位の輸入の増加により、需給緩和と国産豚肉価格の低下が懸念される。
- なお、TPP11協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

〈生産状況〉 飼養農家戸数(H30) ; 210戸(豚)
枝肉生産量(H30) ; 90,220トン
農業産出額(H29) ; 459億円(豚)

(8) 牛乳乳製品

【合意の概要】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易を維持し、新たな米国枠は設定しない。
- ただし、脱脂粉乳について、既存の国家貿易（牛乳換算 13.7 万トン）の枠内に内数として、たんぱく質含有量（無脂固形分中）35%以上の規格基準に係る輸入枠 750 トン（生乳換算 0.5 万トン）を設定（この内数は、米国のみに限らない）。

イ ホエイ

- 脱脂粉乳（たんぱく質含有量 34%）と競合する可能性が高いホエイ（たんぱく質含有量 25%～45%）について、20 年目までの関税撤廃期間を確保。
 - ・ 枠内税率：25%、35%+40 円/kg（現行）→ 0%（20 年目）【TPP と同内容】
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量：（4 年目までは米国からの輸入量、5 年目からは米国と TPP11 発効国を合わせた輸入量）
1,000 トン（1 年目）→ 1,100 トン（4 年目）→ 16,250 トン（19 年目）

ウ チーズ

- モッツアレラ、カマンベール等は、現行関税を維持。【TPP と同内容】
- チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等は、15 年目に関税撤廃。
 - ・ 29.8%（現行）→ 0%（15 年目）【TPP と同内容】
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合せ無税の関税割当制度は維持。【TPP と同内容】
 - ・ 国産品の使用を条件に無税輸入（国産品：輸入品＝1：2.5）
- シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては、米国枠は設けない。

【想定される影響】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易制度が維持されたほか、新たな低関税輸入枠の設定がなされなかったことから、特段の影響は見込み難い。

イ ホエイ

- 長期的には、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイの輸入の増加により、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念される。
- また、安価な輸入ホエイの増加により、国産ホエイの利益率が低下し、それに伴い国産チーズ価格の上昇と国際競争力の低下が懸念される。
- なお、TPP11 協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

ウ チーズ

- ハード系チーズについて、国産ハード系の大部分は抱き合せ制度の下、プロセス原料に仕向けられており、抱き合せ制度は維持されているものの、関税の段階的削減に伴い、そのメリットが消失した後のプロセス原料用の輸入増が懸念される。

〈生産状況〉 飼養農家戸数(H30) ; 6,140 戸(乳用牛)
生乳生産量(H30) ; 3,967,129 トン
農業産出額(H29) ; 3,713 億円(生乳)

(9) 鶏肉

【合意の概要】

- 生鮮・冷蔵は除外。
- 冷凍鶏肉
 - ・ 丸どり：11.9%（現行）→ 段階的に 10 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
 - ・ 骨付きもも：8.5%（現行）→ 段階的に 10 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
 - ・ 丸どり、骨付きもも以外：11.9% → 段階的に 5 年目に関税撤廃【TPP と同内容】

【想定される影響】

- 輸入量の大部分（約 9 割）をブラジルとタイが占めており、米国からの輸入量は少量となっている。また、冷凍骨付きもも肉が大宗を占めており、用途や販路が限られ国産品との競合はほとんどないことから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産鶏肉の価格の低下が懸念される。

〈生産状況〉 飼養農家戸数(H30) ; 10 戸(ブロイラー)
農業産出額(H29) ; 172 億円(ブロイラー)

(10) 鶏卵

【合意の概要】

- 殻付き卵は除外
- 全卵
 - ・ 乾燥したもの(全卵粉等) :
21.3%（現行）→ 段階的に 12 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
 - ・ 乾燥したもの以外 :
21.3%又は 51 円/kg（現行）→ 段階的に 5 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
- 卵黄
 - ・ 乾燥したもの(卵黄粉等) :
18.8%（現行）→ 段階的に 5 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
 - ・ 乾燥したもの以外 :
20%又は 48 円/kg（現行）→ 段階的に 5 年目に関税撤廃【TPP と同内容】
- 卵白：8%（現行）→ 即時関税撤廃【TPP と同内容】。

【想定される影響】

- 消費量のうち、世界全体からの輸入量は 4%と少量であり、米国からの輸入量は少量かつ用途が限られ国産品との競合はほとんどないことから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産鶏卵の価格の低下が懸念される。

〈生産状況〉 飼養農家戸数(H30) ; 60 戸(採卵鶏)
鶏卵生産量(H30) ; 103,311 トン
農業産出額(H29) ; 217 億円(鶏卵)

(11) 軽種馬

【合意の概要】

- 妊娠馬の関税(340万円/頭)は、即時撤廃。[TPPと同内容]
- 競走馬の関税(340万円/頭)は、段階的に15年目に撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 外国産馬と国産馬の価格差は大きく、関税撤廃による外国産馬への置き換わりは生じないものと考えられるため、特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 飼養戸数(H30) ; 759戸
生産頭数(H30) ; 7,072頭
農業産出額(H29) ; 477億円(軽種馬)

2 商工業関係

(1) 加工食品

【合意の概要】

ア ワイン

- ・ボトルワイン(現行15%等)は、段階的に7年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

イ 小麦の加工調製品

- ・スパゲティ・マカロニ(現行30円/kg)は、段階的に8年目に基準税率の40%まで関税削減(12円/kg)。[TPPと同内容]

ウ 菓子

- ・ビスケット、クッキー、クラッカー(加糖)(現行15%)は、段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

ア ワイン

- 関税撤廃を機に国内市場において外国産ワインの取扱いの増加等により、道産ワインの売上減少等の影響が懸念される。

イ 小麦の加工調製品

- 元々の製造量が少なく直ちに大きな影響とはならないが、パスタを製造する道内事業者にとって市場開拓が一層厳しくなる。

- 全国的にはパスタの輸入量増加により、国産製品と競合することが懸念される。

ウ 菓子

- 関税撤廃後の輸入増加により、外国企業の参入増による競合や国内販売の減少などが懸念される。

《食品工業の現況(H29)》

	製造品出荷額等	事業所数	従業者数
食品工業 (食料品、飲料等)	2兆3,985億円 (39.1%)	1,903か所 (37.5%)	80,939人 (48.3%)

※ 工業統計調査(経済産業省)による。

※ ()内は全製造業に占めるシェア

II 輸出(米国側)

1 農林水産業関係

(1) 青果物

【合意の概要】

- ながいも : 6.4% (現行) → 段階的に3年目に50%関税削減
- メロン : 品種と輸入時期により、現行関税率と譲許内容が異なる。
1.6%~28% (現行) → 即時撤廃、1年目に50%関税削減、段階的に3
又は5年目に50%関税削減
- すいか : 毎年12月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの。
9% (現行) → 段階的に3年目に50%関税削減

【期待される影響】

- 関税の削減・撤廃による輸出の増加が期待される。

(2) 畜産物

【合意の概要】

○ 牛肉:

低関税枠内(日本向け)4.4セント/kg、200トン(現行)
→64,805トンの複数国枠を合わせた65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保
(即時)

【期待される影響】

- 従前の低関税枠を超える輸出が可能となったことにより、輸出の増加が期待される。

(3) 酒類

【合意の概要】

ア 日本酒

○ 非関税措置を約束

- ・ 日本産酒類の10表示(国税庁長官が指定した地理的表示)の保護に向けた検討手続きを進める。

- ・ 酒類の販売に必要なラベルの承認手続きの簡素化

イ ワイン

○ 非関税措置を約束。

- ・ 容量規制の改正に向けた手続きを進める。

- ・ 日本産酒類の10表示(国税庁長官が指定した地理的表示)の保護に向けた検討手続きを進める。

- ・ 酒類の販売に必要なラベルの承認手続きの簡素化

【期待される影響】

- 今後、米国での我が国の地理的表示の保護により、道産酒の販路拡大を有利に進められる可能性がある。

日米貿易協定による 北海道への影響について

令和元年 1 1 月
北 海 道

目 次

1	取りまとめの経緯	1
2	生産額への影響試算の算出方法	1
3	試算対象品目	
(1)	農畜産物	2
(2)	水産物	2
(3)	林産物	2
4	影響試算の結果	
(1)	農畜産物	3
(2)	水産物	3
(3)	林産物	3
(参考1) 日米貿易協定とTPP11を合わせた農林水産物の生産額への影響		
影響試算の結果		
(1)	農畜産物	4
(2)	水産物	5
(3)	林産物	5
(参考2) 日米貿易協定による影響		
主な品目への影響		
※「日米貿易協定の合意に伴う北海道における影響 中間取りまとめ」（令和元年10月）抜粋		
I 輸入（日本側）		
1	農業関係	7
2	商工業関係	13
II 輸出（米国側）		
1	農業関係	14
2	商工業関係	15

1 取りまとめの経緯

- 本年10月8日（米国時間同7日）に署名された日米貿易協定について、国においては、10月18日に「日米貿易協定の経済効果分析（暫定値）」及び「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）【暫定版】」を公表し、同月29日には、品目別の影響試算データの諸元等を掲載した「『日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）』の品目別参考資料」を公表した。
- 今後、日米貿易協定における本道農林水産物等の重要品目の関税の撤廃や削減などによって、農林水産業や地域への影響が懸念されるため、この度の国の「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）【暫定版】」（10月18日公表）及び「『日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）』の品目別参考資料」（10月29日公表）を踏まえ、本道の農林水産物の生産額への影響について試算を行い取りまとめた。

2 生産額への影響試算の算出方法

- 農林水産省がまとめた「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）【暫定版】」（10月18日公表）及び「『日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響について（試算）』の品目別参考資料」（10月29日公表）での算出方法に即して、個別品目ごとに合意内容の最終年における生産額への影響額を算出し、これを積み上げ、農林水産物の生産額への影響を試算した。
- 具体的には、農林水産省の影響試算データ諸元の精査と道における適用等について検討の上、以下の①、②、③の前提により生産額への影響を試算した。
 - ① 内外価格差、品質格差等の観点から、品目毎に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分。
 - ② 価格については、原則として競合する部分は関税削減相当分の価格が低下し、競合しない部分は競合する部分の価格低下率（関税削減相当分÷国産品価格）の1/2の割合で価格が低下すると見込む。（注）
 - ③ 生産量については、国内対策の効果を考慮。
 - ※ 個別品目の事情により、上記①～③と異なる場合がある。
 - （注） 価格について、品目によっては、国内対策により品質向上や高付加価値化等を進める効果を勘案し、以下で見込む価格を上限値とし、上記②で見込む価格を下限値とする。
 - ア 競合する部分は、関税削減相当分の1/2の価格低下
 - イ 競合しない部分は、アの競合する部分の価格低下率の1/2の価格低下

3 試算対象品目

(1) 農畜産物

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている農畜産物 19 品目のうち、本道での生産額が1億円以上^{※1}の農畜産物 13 品目
^{※1} 国内農業産出額の本道シェアが約13%であり、10億円×13%≒1億円としたもの。
 米、小麦、砂糖、でん粉、小豆、いんげん、加工用トマト、りんご、牛肉、豚肉、牛乳乳製品、鶏肉、鶏卵
- 国の対象品目になっていないが、本道における主要な農畜産物として、次の品目を参考試算（2品目）
 たまねぎ、軽種馬

(2) 水産物（日米貿易協定では除外）

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている水産物 13 品目
 たら、いか・干しするめ、かつお・まぐろ類ほか 10 品目

(3) 林産物（日米貿易協定では除外）

- 国が公表した「農林水産物の生産額への影響について」において試算対象品目としている林産物
 合板等（集成材を含む）
- 国の対象品目になっていないが、本道における主要な林産物として、次の品目を参考試算（1品目）
 製材（エゾ・トド、カラマツ）

4 影響試算の結果

道の試算については、国の手法に即して行い、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策の効果を見込み、国内生産量が維持されるものとして算出し、次のとおり関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じる結果となった。

本道の農林水産物の生産減少額は、▲約235億円～▲約371億円

(1) 農畜産物

▲約235億円～▲約371億円

区分	品目名	日米貿易協定による生産減少額(試算)		
		全国 ^{※1}	北海道	割合
国の試算対象	1 米	除外	除外	—
	2 小麦	約34	約22	約65%
	3 砂糖	0	0	—
	4 でん粉	約0.5	約0.5	約100%
	5 小豆	0	0	—
	6 いんげん	0	0	—
	7 加工用トマト	0	0	—
	8 りんご	約2～約5	0(約6～約11百万円)	約2～約3%
	9 牛肉	約237～約474	約53～約106	約22%
	10 豚肉	約109～約217	約8～約15	約7%
	11 牛乳乳製品	約161～約246	約149～約223	約91～約93%
	12 鶏肉	約16～約32	約1～約2	約6%
	13 鶏卵	約24～約48	約1～約2	約4%
	その他(6品目) ^{※2}	約20～約40	—	—
合計	約603～約1,096	約235～約371	約34～約39%	
参考試算	14 たまねぎ ^{※3}	—	0(約18～約37百万円)	—
	15 軽種馬 ^{※4}	—	0	—

※1 出典：農林水産省公表資料より

※2 その他(6品目)は、大麦、落花生、こんにゃくいも、茶、かんきつ類、パインアップル

※3 たまねぎは、関税率が国の試算対象(10%以上)を下回るものの、道内における生産額が大きく、野菜の中では高関税率品目(8.5%)であることから、試算を行った

※4 軽種馬の関税は340万円/頭で、平均輸入価格の10%以上であり、道内における生産額が大きいため、試算を行った

※5 生産減少額のうち、「除外」：交渉で除外を獲得したもの、「—」：試算を行っていないもの

(2) 水産物

除外

(3) 林産物

除外

(参考1)

日米貿易協定とTPP11を合わせた農林水産物の生産額への影響

影響試算の結果

道の試算については、国の手法に即して行い、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策の効果を見込み、国内生産量が維持されるものとして算出し、次のとおり関税削減等の影響で価格低下による生産額の減少が生じる結果となった。

本道の農林水産物の生産減少額は、▲約352億円～▲約518億円

(1) 農畜産物

▲約334億円～▲約496億円

(単位：億円)

区分	品目名	日米貿易協定とTPP11による生産減少額(試算)		
		全国 ^{※1}	北海道	割合
国の試算対象	1 米	0	0	—
	2 小麦	約65	約42	約65%
	3 砂糖	約52	約44	約85%
	4 でん粉	約0.5	約0.5	約100%
	5 小豆	0	0	—
	6 いんげん	0	0	—
	7 加工用トマト	0	0	—
	8 りんご	約3～約7	0(約6～約11百万円)	約2%
	9 牛肉	約393～約786	約67～約134	約17%
	10 豚肉	約148～約296	約10～約21	約7%
	11 牛乳乳製品	約182～約276	約168～約250	約91～約92%
	12 鶏肉	約16～約32	約1～約2	約6%
	13 鶏卵	約24～約48	約1～約2	約4%
	その他(6品目) ^{※2}	約30～約56	—	—
	合計	約914～約1,619	約334～約496	約31～約37%
参考試算	14 たまねぎ ^{※3}	—	0(約18～約37百万円)	—
	15 軽種馬 ^{※4}	—	0	—

※1 出典：農林水産省公表資料より

※2 その他(6品目)は、小麦、落花生、こんにゃくいも、茶、かんきつ類、パインアップル

※3 たまねぎは、関税率が国の試算対象(10%以上)を下回るものの、道内における生産額が大きく、野菜の中では高関税率品目(8.5%)であることから、試算を行った

※4 軽種馬の関税は340万円/頭で、平均輸入価格の10%以上であり、道内における生産額が大きいため、試算を行った

※5 生産減少額のうち、「除外」：交渉で除外を獲得したもの、「—」：試算を行っていないもの

(2) 水産物

▲約3億円～▲約7億円

(単位：億円)

区分	品目名	日米貿易協定とTPP11による生産減少額(試算)			
		全国 ^{※1}	北海道	割合	
国の試算対象	1 たら	約3～約5	約2～約4	約67～約80%	
	2 いか・干しするめ	約8～約16	約1～約2	約13%	
	3 かつお・まぐろ類	約39～約78	約0～約1	約1%	
		その他(10品目) ^{※2}	約8～約15	約0	約0%
		合計	約57～約114	約3～約7	約5～約6%

※1 出典：農林水産省公表資料より

※2 その他(10品目)は、あじ、さば、いわし、ほたてがし、さけ・ます類、うなぎ、こんぶ類、のり類、わかめ、ひじき

※3 その他(10品目)の全国生産減少額は、あじの減少額であり、他の品目については、TPP11参加国からの輸入がない又はほとんどないため影響がない

(3) 林産物

▲約15億円

(単位：億円)

区分	品目名	日米貿易協定とTPP11による生産減少額(試算)		
		全国 ^{※1}	北海道	割合
国の試算対象	1 合板等	約243	約15	約6%
		合計	約243	約15
参考試算	2 製材 ^{※2}	—	約11	—

※1 出典：農林水産省公表資料より

※2 製材は、林産物の中で、生産額が大きいため試算を行った

(参考2)
日米貿易協定による影響

※「日米貿易協定の合意に伴う北海道における影響 中間取りまとめ」(令和元年10月)抜粋

I 輸入(日本側)

1 農業関係

(1) 小麦

【合意の概要】

- 現行の国家貿易制度(無税+マークアップ)を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
- 既存のWTO枠(574万トン)に加え、米国枠を新設(国家貿易・SBS方式)。新設枠の数量は6年目まで拡大。[TPPと同内容]
 <枠数量>
 12万トン(1年目) → 15万トン(6年目以降)
- 既存のWTO枠内のマークアップを8年目までに45%削減。新設する米国枠内について、主要3銘柄は段階的に8年目までに45%削減し、それ以外は8年目までに50%削減。(現行のマークアップの上限は45.2円/kg) [TPPと同内容]

【想定される影響】

- 国家貿易制度が維持され、新たな米国枠を通じた輸入は、既存のWTO枠を通じた輸入の一部が置き換わることが基本であることから、小麦の輸入の増加は見込み難い。
- 他方、マークアップの削減に伴い、国産小麦の価格低下や、経営所得安定対策の財源の減少が懸念される。

<生産状況> 農家戸数(H27) ; 13,657戸
 生産量(H30) ; 471,100トン
 農業産出額(H29) ; 244億円

(2) 甘味資源作物(てん菜、でん粉原料用馬鈴しよ)

【合意の概要】

A 砂糖

- 現行の糖価調整制度を維持。
- 粗糖、精製糖、加糖調製品に対する譲許はなし。
- 砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖については、米国枠を設定。[TPPと同内容]

<枠数量>

540トン(1年目) → 1,350トン(10年目)

<枠内税率>

・砂糖・異性化糖混合糖

うち砂糖部分 : 関税(21.5円/砂糖1kg) + 調整金(即時)
 うち異性化糖部分 : 無税(即時)

・異性化糖 : 無税(即時)

主な品目への影響			
	品目	主な合意の概要	想定される主な影響
輸入	小麦	○ 国家貿易制度、枠外税率を維持 ○ マークアップを削減 ○ 米国枠を新設	○ 国家貿易制度の維持により、輸入増加は見込み難い ○ マークアップの削減に伴い、国産価格の低下が懸念
	甘味資源作物(てん菜、でん粉原料用馬鈴しよ)	○ 糖価調整制度を維持 ○ 米国枠を新設	○ 糖価調整制度が維持され、米国からの輸入量も少量となっているため、特段の影響は見込み難い
	牛肉	○ 長期の関税削減期間を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを措置	○ 肉質面で競合する乳用種や交雑種を中心に国産価格の低下が懸念 ○ TPP11協定のセーフガードの修正が必要
	豚肉	○ 長期の関税削減期間を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを措置	○ 長期的には、需給緩和と国産価格の低下が懸念 ○ TPP11協定のセーフガードの修正が必要
	脱脂粉乳・バター	○ 国家貿易制度を維持 ○ 新たな米国枠は設定しない	○ 国家貿易制度の維持により、特段の影響は見込み難い
	ホエイ	○ 長期の関税撤廃期間を確保 ○ 輸入急増に対するセーフガードを措置	○ ホエイと競合する脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念 ○ TPP11協定のセーフガードの修正が必要
	チーズ	○ ハード系チーズ:長期の関税撤廃期間を確保	○ 関税の段階的削減に伴い、プロセス原料用の輸入増が懸念
	ワイン	○ ボトルワイン:段階的に関税撤廃	○ 道産ワインの売上減少が懸念
	加工調製品・菓子	○ 段階的に関税削減・撤廃	○ 国産製品の売上減少が懸念
	輸出	ながいも	○ 段階的に関税削減
メロン		○ 関税撤廃または段階的に関税削減 ※品種、輸入時期により異なる	○ 輸出の増加が期待
牛肉		○ 複数国枠へのアクセスを確保(実質的な輸出枠が拡大)	○ 輸出の増加が期待
日本酒・ワイン		○ 地理的表示の保護に向けた検討など、非関税措置を約束	○ 道産酒類の販路拡大を有利に進められる可能性

イ でん粉

- 現行の糖価調整制度及び枠外税率(119 円/kg)を維持。
- コーンスターチ及び馬鈴しょでん粉に米国枠を設定。[TPPと同内容]

《枠数量》

2,650 トン(1年目)→3,250 トン(5年目)

《枠内税率》

- ・ 糖化・化工でん粉用 : 119 円/kg(現行) → 無税+調整金(即時)
- ・ 糖化・化工でん粉以外 : 119 円/kg(現行) → 無税(即時)

【想定される影響】

ア 砂糖(てん菜)

- 糖価調整制度が維持され、粗糖、精製糖、加糖調製品に対する譲許は無いこと、また、砂糖・異性化糖混合糖、異性化糖については、米国からの輸入量が少量となっていることから、てん菜の生産への特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 7,331 戸(てん菜)
生産量(H30) ; 3,611,000 トン(てん菜)
農業産出額(H29) ; 459 億円(てん菜)

イ でん粉(でん粉原料用馬鈴しょ)

- 糖価調整制度が維持され、コーンスターチ及び馬鈴しょでん粉については米国からの輸入量が少量となっていることから、でん粉原料用馬鈴しょの生産への特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 9,233 戸(馬鈴しょ)
原料仕向量(H29) ; 782,611 トン(馬鈴しょ)

(3) 雑豆(小豆・いんげん)

【合意の概要】

- 枠内税率(10%)について即時撤廃、枠外税率(354 円/kg)を維持。[TPPと同内容]
- 《関税割当枠》 12 万トン

【想定される影響】

- 枠内税率が撤廃されるが、関税割当制度や枠外税率が維持されるため、国産との置き換わりは生じず、TPP11 発効国及び米国以外の国からの輸入がこれらの国からの輸入に切り替わるものと考えられることから、特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 7,368 戸(小豆)、2,889 戸(その他の豆類)
生産量(H30) ; 48,430 トン(小豆・いんげん)
農業産出額(H29) ; 226 億円(小豆・いんげん)

(4) 野菜

【合意の概要】

- たまねぎ : 8.5%(73.7 円/kg を超えるものは無税)(現行)
→ 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- スイートコーン : 6%(現行) → 段階的に3年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- その他生鮮野菜 : 3%の品目(現行)
→ 即時関税撤廃(ブロッコリー、ほうれんそう等) [TPPと同内容]
→ 除外(にんじん、アスパラガス等)
- トマト加工品
・ トマトケチャップ、トマトソース、調製したトマト(全形・断片状以外の加糖)は除外
・ トマトピューレ・ペースト :
枠内無税、枠外16%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
・ トマトジュース :
21.3%、29.8%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
・ 調製したトマト(全形・断片状、全形・断片状以外の無糖) :
9%(現行) → 即時関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 低関税品目が多く、品質による差別化が図られていることや、時期・用途による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産野菜の価格の低下が懸念される。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 18,047 戸(野菜)
農業産出額(H29) ; 2,114 億円(野菜)

(5) 果実

【合意の概要】

- りんご(生果) :
17%(現行)→11.5%(初年度)とし、以降、段階的に10年目に関税撤廃。
[TPPと同内容]
- りんご(果汁の一部) :
19.1%、29.8%(現行)→段階的に7・10年目に関税撤廃。[TPPと同内容]
- ぶどう(生果) :
7.8%、17%(現行) → 除外
- ぶどう(果汁の一部) :
19.1%、23%、25.5%(現行) → 即時、又は段階的に5・10年目に関税撤廃
[TPPと同内容]
- さくらんぼ :
8.5%(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 品質による差別化が図られていることや、時期による棲み分けがなされていることから、影響は限定的と見込まれる。

○ 他方、関税撤廃により、長期的には、国産果実の価格の低下が懸念される。

《生産状況》 農家戸数(H27) ; 366戸(りんご)、563戸(おうとう)、492戸(ぶどう)
農業産出額(H29) ; 61億円(果実)

(6) 牛肉

【合意の概要】

- 長期の関税削減期間(15年)を確保。
 - ・ 38.5%(現行) → 26.6%(1年目) → 9%(15年目) [TPPと同内容]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : 24.2万トン(1年目) → 29.3万トン(14年目)
 - ・ セーフガード税率 : 38.5%(1年目) → 18%(14年目)
- 2023年度以降については、TPP11協定が修正されていれば、米国とTPP11発効国からの輸入を含むTPP全体の発動基準に移行する方向で協議。

【想定される影響】

- 米国産牛肉の価格が低下することにより、肉質面で競合する乳用種や交雑種を中心に国産牛肉価格の低下が懸念される。
- なお、TPP11協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

《生産状況》 飼養農家戸数(H30) ; 2,570戸(肉用牛)
枝肉生産量(H30) ; 91,459トン
農業産出額(H29) ; 1,002億円(肉用牛)

(7) 豚肉

【合意の概要】

- 差額関税制度を維持(分岐点価格524円/kgを維持)。
- 長期の関税削減期間(9年)を確保。
 - ・ 安い部位 : 従量税(最大)
482円/kg(現行) → 125円/kg(1年目) → 50円/kg(9年目) [TPPと同内容]
 - ・ 高い部位 : 従価税
4.3%(現行) → 1.9%(1年目) → 0%(9年目) [TPPと同内容]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量(従量税削減部分 : 米国とTPP11発効国を合わせた輸入量)
: 9万トン(4年目) → 15万トン(9年目) [TPPと同内容]

【想定される影響】

- 長期的には、従量税の引下げに伴い、低価格部位の輸入の増加により、需給緩和と国産豚肉価格の低下が懸念される。
- なお、TPP11協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

《生産状況》 飼養農家戸数(H30) ; 210戸(豚)
枝肉生産量(H30) ; 90,220トン
農業産出額(H29) ; 459億円(豚)

(8) 牛乳乳製品

【合意の概要】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易を維持し、新たな米国枠は設定しない。
- ただし、脱脂粉乳について、既存の国家貿易(牛乳換算13.7万トン)の枠内に内数として、たんぱく質含有量(無脂固形分中)35%以上の規格基準に係る輸入枠750トン(生乳換算0.5万トン)を設定(この内数は、米国のみに限らない)。

イ ホエイ

- 脱脂粉乳(たんぱく質含有量34%)と競合する可能性が高いホエイ(たんぱく質含有量25%~45%)について、20年目までの関税撤廃期間を確保。
 - ・ 枠内税率 : 25%、35%+40円/kg(現行) → 0%(20年目) [TPPと同内容]
- 輸入急増に対するセーフガードを確保。
 - ・ 発動基準数量 : (4年目までは米国からの輸入量、5年目からは米国とTPP11発効国を合わせた輸入量)
1,000トン(1年目) → 1,100トン(4年目) → 16,250トン(19年目)

ウ チーズ

- モッツアレラ、カマンベール等は、現行関税を維持。[TPPと同内容]
- チェダー、ゴード、クリームチーズ等は、15年目に関税撤廃。
 - ・ 29.8%(現行) → 0%(15年目) [TPPと同内容]
- プロセスチーズ原料用チーズの国産抱き合せ無税の関税割当制度は維持。[TPPと同内容]
 - ・ 国産品の使用を条件に無税輸入(国産品 : 輸入品 = 1 : 2.5)
- シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては、米国枠は設けない。

【想定される影響】

ア 脱脂粉乳・バター

- 国家貿易制度が維持されたほか、新たな低関税輸入枠の設定がなされなかったことから、特段の影響は見込み難い。

イ ホエイ

- 長期的には、脱脂粉乳と競合する可能性の高いホエイの輸入の増加により、脱脂粉乳の需給緩和と国産脱脂粉乳の価格の低下が懸念される。
- また、安価な輸入ホエイの増加により、国産ホエイの利益率が低下し、それに伴い国産チーズ価格の上昇と国際競争力の低下が懸念される。
- なお、TPP11協定に基づくセーフガードについても修正される必要がある。

ウ チーズ

- ハード系チーズについて、国産ハード系の大部分は抱き合せ制度の下、プロセス原料に仕向けられており、抱き合せ制度は維持されているものの、関税の段階的削減に伴い、そのメリットが消失した後のプロセス原料用の輸入増が懸念される。

《生産状況》 飼養農家戸数(H30) ; 6,140 戸(乳用牛)
 生乳生産量(H30) ; 3,967,129 トン
 農業産出額(H29) ; 3,713 億円(生乳)

(9) 鶏肉

【合意の概要】

- 生鮮・冷蔵は除外。
- 冷凍鶏肉
 - ・丸どり : 11.9% (現行) → 段階的に10年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
 - ・骨付きもも : 8.5% (現行) → 段階的に10年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
 - ・丸どり、骨付きもも以外 : 11.9% → 段階的に5年目に関税撤廃 [TPPと同内容]

【想定される影響】

- 輸入量の大部分(約9割)をブラジルとタイが占めており、米国からの輸入量は少量となっている。また、冷凍骨付きもも肉が大宗を占めており、用途や販路が限られ国産品との競合はほとんどないことから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産鶏肉の価格の低下が懸念される。

《生産状況》 飼養農家戸数(H30) ; 10 戸(プロイラー)
 農業産出額(H29) ; 172 億円(プロイラー)

(10) 鶏卵

【合意の概要】

- 殻付き卵は除外
- 全卵
 - ・乾燥したもの(全卵粉等) :
21.3% (現行) → 段階的に12年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
 - ・乾燥したもの以外 :
21.3%又は51円/kg(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
- 卵黄
 - ・乾燥したもの(卵黄粉等) :
18.8% (現行) → 段階的に5年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
 - ・乾燥したもの以外 :
20%又は48円/kg(現行) → 段階的に5年目に関税撤廃 [TPPと同内容]
- 卵白 : 8% (現行) → 即時関税撤廃 [TPPと同内容]。

【想定される影響】

- 消費量のうち、世界全体からの輸入量は4%と少量であり、米国からの輸入量は少量かつ用途が限られ国産品との競合はほとんどないことから、影響は限定的と見込まれる。
- 他方、関税撤廃により、長期的には、国産鶏卵の価格の低下が懸念される。

《生産状況》 飼養農家戸数(H30) ; 60 戸(採卵鶏)
 鶏卵生産量(H30) ; 103,311 トン
 農業産出額(H29) ; 217 億円(鶏卵)

(11) 軽種馬

【合意の概要】

- 妊娠馬の関税(340万円/頭)は、即時撤廃。[TPPと同内容]
- 競走馬の関税(340万円/頭)は、段階的に15年目に撤廃し、低価格馬の輸入に対してセーフガードを措置。[TPPと同内容]

【想定される影響】

- 外国産馬と国産馬の価格差は大きく、関税撤廃による外国産馬への置き換わりは生じないものと考えられるため、特段の影響は見込み難い。

《生産状況》 飼養戸数(H30) ; 759 戸
 生産頭数(H30) ; 7,072 頭
 農業産出額(H29) ; 477 億円(軽種馬)

2 商工業関係

(1) 加工食品

【合意の概要】

ア ワイン

- ・ボトルワイン(現行15%等)は、段階的に7年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

イ 小麦の加工調製品

- ・スパゲティ・マカロニ(現行30円/kg)は、段階的に8年目に基準税率の40%まで関税削減(12円/kg)。[TPPと同内容]

ウ 菓子

- ・ビスケット、クッキー、クラッカー(加糖)(現行15%)は、段階的に5年目に関税撤廃。[TPPと同内容]

【想定される影響】

ア ワイン

- 関税撤廃を機に国内市場において外国産ワインの取扱いの増加等により、道産ワインの売上減少等の影響が懸念される。

イ 小麦の加工調製品

- 元々の製造量が少なく直ちに大きな影響とはならないが、パスタを製造する道内事業者にとって市場開拓が一層厳しくなる。

- 全国的にはパスタの輸入量増加により、国産製品と競合することが懸念される。

ウ 菓子

- 関税撤廃後の輸入増加により、外国企業の参入増による競合や国内販売の減少などが懸念される。

《食品工業の現況(H29)》

	製造品出荷額等	事業所数	従業者数
食品工業 (食料品、飲料等)	2兆3,985億円 (39.1%)	1,903か所 (37.5%)	80,939人 (48.3%)

※ 工業統計調査(経済産業省)による。

※ ()内は全製造業に占めるシェア

II 輸出（米国側）

1 農林水産業関係

(1) 青果物

【合意の概要】

- ながいも：6.4%（現行）→ 段階的に3年目に50%関税削減
- メロン：品種と輸入時期により、現行関税率と譲許内容が異なる。
1.6%～28%（現行）→ 即時撤廃、1年目に50%関税削減、段階的に3
又は5年目に50%関税削減
- すいか：毎年12月1日から翌年3月31日までに輸入されるもの。
9%（現行）→ 段階的に3年目に50%関税削減

【期待される影響】

- 関税の削減・撤廃による輸出の増加が期待される。

(2) 畜産物

【合意の概要】

- 牛肉：
低関税枠内（日本向け）4.4セント/kg、200トン（現行）
→64,805トンの複数国枠を合わせた65,005トンの複数国枠へのアクセスを確保
（即時）

【期待される影響】

- 従前の低関税枠を超える輸出が可能となったことにより、輸出の増加が期待される。

(3) 酒類

【合意の概要】

ア 日本酒

- 非関税措置を約束
 - ・ 日本産酒類の10表示（国税庁長官が指定した地理的表示）の保護に向けた検討手
続きを進める。
 - ・ 酒類の販売に必要なラベルの承認手続きの簡素化

イ ワイン

- 非関税措置を約束。
 - ・ 容量規制の改正に向けた手続きを進める。
 - ・ 日本産酒類の10表示（国税庁長官が指定した地理的表示）の保護に向けた検討手
続きを進める。
 - ・ 酒類の販売に必要なラベルの承認手続きの簡素化

【期待される影響】

- 今後、米国での我が国の地理的表示の保護により、道産酒類の販路拡大を有利に進
められる可能性がある。

2 商工業関係

(1) 加工食品

【合意の概要】

- チョコレート（現行5%）は、段階的に2年目に関税撤廃。
- 砂糖菓子（現行5.6%等）は、段階的に5年目に50%関税削減。

【想定される影響】

- 関税の引下げにより道産菓子の輸出拡大の可能性が高まる。

(2) 工業製品

【合意の概要】

- 自動車・自動車部品
 - ・ 米国譲許表に「更なる交渉による関税撤廃」と明記。
- その他の工業品
 - ・ 日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、即時撤廃を含む、早期の
関税撤廃、削減。
(例)・工具（現行2.9%～5.7%）：即時撤廃／2年目撤廃／即時半減

【想定される影響】

- 関税が撤廃等される品目の道内から米国への輸出は少なく、大きな影響は想定され
ない。